

(別添)

**建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物
を定める件等の一部を改正する告示案及び建築基準法施行令の一部を
改正する政令の施行に伴う関係告示案に関する
パブリックコメントの募集要領**

■意見募集対象

- ・ 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件等の一部を改正する告示案
- ・ 建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示案

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布
国土交通省住宅局建築指導課 (東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成23年2月22日(火)～平成23年3月23日(水)

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) F A X の場合 F A X 番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛
〔建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件等の一部を改正する告示案及び建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示案に対する意見〕
と明記して下さい。)
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp
(電子メールの題名を「建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件等の一部を改正する告示案及び建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示案に対する意見」として下さい。)

■注意事項

- ・ 電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・ 皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

**建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が
指定する建築物を定める件等の一部を改正する告示案及び
建築基準法施行令の一部改正に伴う関係告示案（概要）**

1. 改正の趣旨

構造計算の方法及び構造関係規定の合理化等の観点から、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件（昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号）、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）及び遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十九号）等の改正並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、関係告示の制定を行う。

2. 改正の概要

(1) 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の改正

① エキスパンションジョイント等で接続された複数の部分で構成される建築物の構造計算ルートの合理化

ルート1の構造計算（令第81条第3項に規定する構造計算）を行えば安全性が確保できる複数の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（以下「エキスパンションジョイント等」という。）のみで接続されている建築物について、ルート2の構造計算（令第81条第2項第2号イに定める構造計算）等の高度な構造計算が求められることがあるため、エキスパンションジョイント等のみで接続された各部分がいずれもルート1の構造計算を行えば安全性が確保できるものについては、ルート1の構造計算でよいこととする。

② RC造と木造の混構造建築物の構造計算ルートの合理化

ルート1の構造計算により安全性を確認することができるRC造と木造の構造を併用する建築物について、現在は1階をRC造、2階以上を木造（階数は3以下）とし、延べ床面積を500㎡以下とする旨規定しているが、1階及び2階をRC造、3階を木造とする構造を追加する。また、1階をRC造、2階を木造と

し、かつ、木造部分に関し地震力を割り増して構造計算等を行う場合に限り面積規定を緩和する。

③ RC造のルート1の構造計算をする場合の部材の靱性を確保するための計算方法の適正化

鉄筋コンクリート造の建築物等についてルート1の構造計算をする場合において、部材の靱性を確保するための計算の方法を適正化する。

(2) 建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の改正

鉄筋コンクリート造の建築物等についてルート2の構造計算をする場合において、部材の靱性を確保するための計算の方法を適正化する。

(3) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の改正

膜構造の建築物について、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい場合、ルート1の構造計算により安全性を確認することができるため、この場合においては、当該構造計算をルート1の構造計算と認めることとする。

(4) 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全性を確保することができる構造方法を定める件

耐久性等関係規定以外の仕様規定は、時刻歴応答解析によってその規定に係る安全性が検証できる規定であるため、当該計算を行って大臣認定を受けた遊戯施設について、当該規定の適用を除外することとする。

(5) 建築基準法施行令の一部改正に伴う関係告示の制定

建築基準法施行令の一部改正に伴い、以下の告示の制定を行う。(詳細は別紙)

- ① 鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(令第73条第3項関係)
- ② 鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(令第77条第5号関係)

(6) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公	布	平成23年4月下旬
施	行	平成23年5月1日